

生活保護バッシングについて

2013.9.14 山形県社会保障推進協議会 守岡

はじめに

- ・お笑い芸人の「不正受給」問題に端を発し、マスコミ、一部政治家のキャンペーン
- ・生活保護費の減額（8月より実施）、扶養を義務化する生活保護法の改正案
- ・生活保護問題の本質を明らかにし、今日の「生保バッシング」は日本社会の病理現象であること、健全な日本社会を立て直すためには生活保護制度の充実こそが必要であることを明らかにしたい

1. 生活保護バッシングの事例と問題の本質

(1) 「次長課長・河本準一」など芸能人の不正受給バッシング

- ・2012.4.26 号の「女性セブン」が年収 5 千万円のお笑いタレントが親族の扶養を怠っている点を問題視
- ・2012.5.2 自民党の片山さつき参議院議員が問題追及を表明
- ・2012.5.16 「吉本興業」が声明発表
 - 1.母親への生活保護支給は、河本の無名時代に開始されたもの。河本本人は担当の福祉事務所と相談しながら対応を進めてきた。現在、母親は受給していない。
 - 2.河本本人、その親族において、不正受給のそしりを受けるような違法行為は存在しない。
- ・2012.5.18 片山・世耕両議院のもとに吉本興業の代理弁護人が訪れ、河本の母親が生保受給に至った経緯を説明。両議員は納得せず、「不適切な受給に関しては全額を返納すべき」と提案。
- ・2012.5.25 河本が謝罪会見

不正受給の疑惑は完全否定。自分の収入が増え始めた 5-6 年前からの受給分返納を表明。

<会見内容>

スーパーで働いていた母親は 1997 年頃病気を患い、医師から働くことを止められた。母親は自分で生活保護受給を決め、福祉事務所に相談。受給に当たって事務所側は実子である河本に母親への援助を打診するも、当時駆け出しの芸人だった河本の年収は 100 万円に満たず「面倒をみれない」との報告を受け受給が認められた。やがて河本の年収が増え、福祉担当職員から援助を求められ 2006 年頃から母親への援助を始めた。2012 年頃さらに増額。同じ頃、母親は脳梗塞を患った。4 月に女性セブンの報道で母親は自ら受給を停止。

<日弁連の見解>

- ・不正受給ではない。生活保護法は、扶養義務者が適正な仕送りをするを、保護適用の前提条件とはしていない。
- ・民法上も、強い扶養義務を負うのは夫婦同士と未成熟子に対する親だけで、成人した親子や兄弟姉妹は「社会的地位にふさわしい生活をしたうえでなお余裕があれば援助する義務」を負うにとどまる。そして、どの程度の扶養をすべきかは、まずは当事者間の話し合いで決め、話し合いがつかない場合には家庭裁判所が事情を考慮して決める。家族関係はデリケートな問題で、一刀両断に判断できるものではないから。**(ちなみに柘添元厚労相も姉が生活保護を受給しているが、扶養は断った)**

(2) 兵庫県・小野市で「生活保護ギャンブル禁止条例」(福祉給付制度適正化条例)

- ・2013.3.27 市議 15 人のうち反対は共産 1 人で可決。4 月より施行

「受給者からささやかな楽しみを奪い、弱者への差別を助長する」(共産議員)

「市民の大多数が賛成している。条例で市民同士のつながりを深めたい」（賛成議員）

- ・生活保護費や児童扶養手当をパチンコなどギャンブルで浪費することを禁止し、市民に情報提供を求めるもの
- ・通報は市民の責務と規定
- ・現在の受給者だけでなく、今後受給しようとしているものも対象。
- ・ギャンブルだけでなく、「遊戯・遊興」も対象に
- ・情報は警察 OB など適正化推進委員に調査させる
- ・7月末までに3件の通報（2件は生活保護以外、1件は過度の飲酒）
- ・条例施行後、生活保護相談、申請件数ともに前年比大幅増

<問題点>

- ・今後の受給予定者も対象になっていることから、全市民が規制の対象になる。
- ・「遊戯・遊興」も規制対象になっている。カラオケ、花見、囲碁将棋も禁止？
- ・憲法13条の個人の尊厳、生命、自由及び幸福追求の権利を侵害する。
- ・監視社会、差別の助長
- ・個人情報漏洩

2. 生活保護制度の実態

（1）政府の「適正化路線」の悪影響（水際作戦、硫黄島作戦、保護停止）

①水際作戦…窓口で難癖を付け申請させない

<3つのパターン>

- 1) 住まい・住民票がないので受けられません
- 2) 働けるから受けられません。ハローワークに行ってください。
- 3) 家族に養ってもらいなさい。

<法の定め>

生活保護法は保護を請求する権利を無差別平等主義を保障している。また、行政手続法第7条は「行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない」と定めている。

したがって、保護申請があれば福祉事務所は無条件に受理してすみやかに保護の要否についての審査を開始するというのが生活保護法の根本原則である。

そして、生活保護の申請に「形式上の要件」はなく、申請の意思表示が行われれば、それが所定の申請用紙ではなく独自用紙によるものであろうと、口頭によるものであろうと、それだけで申請行為は成立する。従って、申請者が福祉事務所に対して申請意思を表示すればその瞬間に福祉事務所は原則14日以内に保護を開始するか却下するかの決定を行う義務を負うことになる。

福祉事務所においては、通常生活相談に来た人に対し、失業中の場合は雇用保険の失業等給付を受給できないか、60歳以上の場合は年金を受給できないか、病気、ケガなどで障害を負った場合は障害年金を受給できないかなどの、他法優先の制度の趣旨説明の他に就労の可不可、扶養義務者の扶養義務などについて説明を行う。福祉事務所は必ず申請を受けて審査しなければならない、申請自体を拒むことは違法で、認可・却下の判断以外は許されない。にもかかわらず、一旦申請されてしまうと多くの場合、保護を開始しなければならないことから、違法に申請を拒否しているとの主張を、全国生活と健康を守る会連合会や日本弁護士連合会などが行っている。

にもかかわらず、多発する餓死・孤独死

<全国「餓死」「孤立死」問題調査団報告>

2012年

- 1月12日 釧路市 84歳の夫と72歳の妻
- 1月20日 札幌市 42歳の姉（病死）と40歳の障がいを持つ妹（凍死）
- 2月13日 立川市 45歳の母親と4歳の障がいを持つ息子
- 2月20日 さいたま市 60歳代の夫婦と30歳代の息子
- 2月20日 台東区 90歳代の父親と60歳代の娘
- 3月7日 立川市 都営アパート 95歳の母と63歳の娘
- 3月11日 足立区 73歳の男性と84歳の女性
- 3月14日 川口市 92歳の母と64歳の息子
- 3月23日 入間市 75歳の母（死亡） 45歳の精神疾患の息子が助け出された。
- 3月25日 世田谷区 都営アパート 93歳の父（白骨遺体）、62歳の息子（自殺）
- 3月27日 南相馬市 69歳の母と47歳の息子、凍死（母は認知症、息子は病气）
- 4月11日 守谷市 生活保護受給中の無職男性（63歳）が死後3カ月後に発見

<各事例から浮かび上がる問題点>

1) 申請権の侵害

札幌市のケースでは、姉が3回にわたって福祉事務所に生活保護の相談に訪れているにもかかわらず、生活保護の受給に至っていない。当該世帯の最低生活費は184,720円であるのに対し、収入は妹の障害年金月額66,008円のみである。約12万円も最低生活費を下回っている上、家賃・公共料金の滞納もある明らかな要保護世帯であった。姉は「生活していけない」と相談を持ちかけている以上、申請行為があったといえる。

しかし、職員の対応は要保護性の高さを十分に認識しながら、1)本来保護を否定する理由とはならない住宅扶助基準を超えたアパートに居住していること、2)保護の要件でもない「懸命なる求職活動」が要件であること、など誤った説明を行い、保護申請を断念させた。

申請権侵害は明らかであり、なぜそのような違法行為が発生したのか分析が求められる。

2) 生活保護制度の理解不足、利用することへの抵抗感

多くのケースでライフラインの利用料や家賃の未払があることから、生活保護の利用要件を満たす困窮家庭であった可能性が高い。生活保護制度の利用によって経済的な生活基盤が確保されれば最悪の事態は防げた。

しかし、生活保護の窓口で相談していない事例が多く見受けられる。市民に広報を徹底し、その利用を促進する手立てが求められる。

3) ライフライン業者などとの連携強化、行政による訪問行動による緊急対応

餓死・孤立死に至る過程では、ほとんどライフラインの途絶という経過をたどっている。この点について厚労省は電気・ガス等の事業者と福祉事務所が連携を強化し、要保護者の発見・把握に努めるよう促す通知を5回にわたって（最近ではH24.2.23付）発出しているが、実効性が上がっていない。

山形市では今年の8月から東北電力と連携を深めている。

4) 十分な職員配置と専門性の向上

厚労省「平成21年福祉事務所現況調査」では生活保護ケースワーカーの配置状況は89.2%、市部では

88.2 %と低くなっている。人員不足で対応や支援が行うことのできない背景要因となっている。

また、社会福祉主事取得率は生活保護担当現業員で 74.2 %、査察指導員で 74.6 %であった。

さらに、生活保護担当現業員の経験年数は、「1 年未満」が 25.4 %、「1 年以上 3 年未満」が 37.9 %、「3 年以上 5 年未満」が 20.8 %となっている。生活保護担当現業員は 3 ～ 5 年で移動するケースが多く、生活保護法やその運用に精通した経験者が育たない現状がある。

②硫黄島作戦…いったん申請を受理し、その後、受給者へ執拗な圧力をかけ、受給停止に追い込む。

< 7つのパターン >

- 1) 暴言と脅迫…「いつまでももらえと思うなよ」「自殺するなら裏の公園にいい木があるよ。ひもも貸してあげるよ」
- 2) 私生活への介入…「子どもを孤児院に入れるなら支給を続けてもいい」「異性と生活しない、妊娠・出産をしないという誓約書を書け」
- 3) 制度を使わせない
 - ・ 正社員の仕事がみつかっても引っ越し代が支給されず、就職断念
 - ・ 急迫保護を求めても「急病でなければだめ」と無一文の人を追い返す
- 4) 制度を悪用したパワハラ
 - ・ 高校生のアルバイト収入の申告漏れを不正受給とする（高校生のアルバイト収入に対しては 3 万円程度の控除が認められている）
- 5) 無料定額宿泊所
 - ・ 4 畳半の部屋を 3 つに仕切って生活
 - ・ 宿泊費、食費を徴収され、手元には 3 万円
 - ・ ホームレスの方がまし
- 6) 不当な打ち切り
 - ・ 「収入を倍増せよ。できなければ許可した車を売れ」 → 指示に従わなかったと打ち切り
 - ・ 根拠のない市外への転居指導
 - ・ 収入増による打ち切り（実際は保護基準以下）
- 7) 辞退届の強要
 - ・ 執拗ないやがらせに投げやりになる例がほとんど

(2) 不正受給より捕捉率の低さが最大の問題

①日本の生活保護受給者数は 210 万人（過去最高）

しかし捕捉率（受給基準にありながら実際支給されている率）は 15 ～ 20 %にすぎない

②各国の比較

	利用率%	捕捉率%
日本	1.6	15-20
ドイツ	9.7	64.6
フランス	5.7	91.6
イギリス	9.3	47-90

■レジス・アレノー（フランスの記者）

「フランスなら河本は模範市民とみなされた。勲章の一つももらえたかもしれない。フランスの基準からすれば河本親子は当然のことをした。母親は失業して国に助けを求めた。息子は一生懸命働いて高い所得税を払っているのだから、政府の歳入の足しにさえなっている。息子がいくら成功していても母親はできる限り政府の寛大さに甘えるべきだーフランス人ならそう考える。フランス人は困ったときに国からお金をもらうことを恥と思わない。経済的に困っている人間の面倒をみてもらうだけのお金は政府に支払い済みと考えている。フランス人にとっては、国からお金をもらうよりも子どもからお金をもらう方がはずかしい。一方で子どもは親のすねをかじらない自立した人間に育てる」

③不正受給に関する厚労省の調査

- ・不正受給件数は全体の 1.8 % 不正受給額は全体の 0.4 %
- ・0.4 %をおおげさにキャンペーンして制度改悪をもくろむ政府
- ・山形市の不正受給問題（県内では初めての告発）→ギャンブル依存症の治療が必要

④不正受給の半数は臨時収入（高校生アルバイトなど）の申告忘れ

- ・悪質とされるものも「源泉徴収されているから市も把握していると思っていた」

（3）山形民医連生活保護実態調査から（別紙参照）

- ・「生活保護受給者は楽をしている」はとんでもない
- ・まともな生活が保障されていない実態

（4）山形県内の現状

①県内の生活保護受給状況（別紙参照）

②庄内地方の孤立死・孤独死の問題

<山形県内の状況>

■「山形県における孤独死の実態」（平成 18 年 大澤資樹 山形大学医学部教授）

①山形県内で発生した孤独死の集計

年	平成 1 2	平成 1 3	平成 1 4	平成 1 5	平成 1 6	5 年間計
件数	1 5 7	1 4 9	1 6 7	1 8 2	2 0 3	8 5 7

②年齢・性別

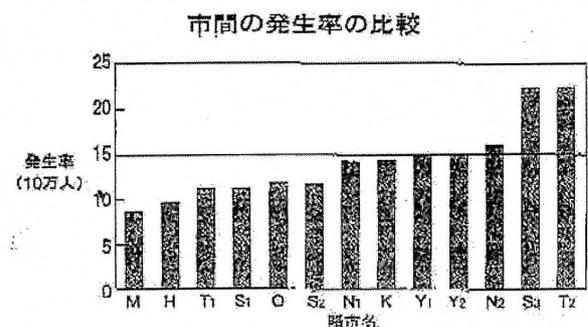
- ・平均年齢は 65.6 歳 65 歳以上は 55.8 %
- ・男性 64.8 % 女性 35.2 %

③死因

- ・病死 79.1 % 自殺 15.8 % その他

④地域差

- ・鶴岡市と酒田市が高い
- ・高齢者の一人暮らしが高い地域



3. 生活保護バッシングは日本社会の病理現象

(1) 国・地方自治体の罪

①北九州市の例

2005年から2007年まで3年連続4件の餓死・自殺事件が発生

その背景には「ヤミの北九州方式」

北九州市は、福祉事務所からベテランのケースワーカーを排斥し、係長試験合格前の30代の男性職員に入れ替えた。当局は、福祉事務所から北九州市職労の組合員を排除していった。まず役員クラスの組合員が外へ配転され、次に熱心な組合員たちが追い出された。それまでの北九州の福祉事務所は、福祉をやりたい人を人材を迎え入れていた。ところが、福祉ではなく、「惰民取締まり」に変質していった。1967年に北九州市長となった谷伍平市長は、生活保護は怠け者をつくと高言し、厚生省から多くの天下り官僚を迎え入れ、生活保護の切り捨てをすすめ、保護率を急激に下げた。

- ・「生活保護の開始・廃止・申請に年度目標」を設け、「数値目標」を職員にノルマと課していた。
- ・人事考課が下がるから必死に申請を断らなくてはならない
- ・「申請書ください」「はいそうですか」と渡す人は無能な職員とみなされ、出世できない。

②自治体職員（ケースワーカー）の意識（北九州市職労保護部会アンケート）

- ・市の保護行政はこれでよく、間違っているのは生活保護法の方だ
- ・市の将来のためにも申請書の交付制限を緩和するのは得策ではない
- ・（門司餓死事件について）近所に健常な子どもがいるのに保護を受けさせるなど想像できない
- ・市の保護行政は適正だと思う。真に保護すべきはすべき。惰民をつくらない。
- ・自由、公平、平等とかを勘違いする日本民族には現在の方は似つかわしくない
(ケースワーカーの4割が現状を肯定)

(2) 政治家のレベル

<片山さつき>

- ・日本の生活保護受給者は旅行にも行くしお酒も飲んでいるでしょう。生活保護を受ける人は自立してないんだからある程度の不自由は（あるべき）。私は自力で大蔵省に入りましたよ。
- ・外国人に支払われる生活保護費1200億円の内3分の2は朝鮮半島出身者向け。韓国なんて1人当たりの名目GDPが2万ドルを超えているんだから自国で面倒をみていただきたい

<小宮山洋子前厚労相>

- ・河本準一の記者会見の日に扶養義務の強化を発言

<家族を基本単位にする自民・民主の政策>

- ・社会保障制度改革推進法
- ・生活保護法「改正」
- ・自民党憲法改正草案

(3) マスコミの罪

①バッシング報道の影響

- 1)申請窓口で生活保護たたきの報道をちらつかせ「最近は市民の目が厳しい」と申請をあきらめさせた
- 2)名門私立校に子どもを通わせるシングルマザーに「生活保護のみでありながら私立校に通わせるなんて」と周囲どころか学校からも批判が

3)町を歩けない、買い物に行けない（肉を買えない）

②真実を伝えているか

1)バッシングで実は生活保護申請者が増えている（これまで制度の詳細が知らされなかった）

扶養は申請の要件ではない

年金生活者や低所得者でも基準額差額を支給できる

2)外国との比較を行っているか

（4）文化・教育、インターネットの罪

- ・ナマ保というスラングが飛び交う世界
- ・問題の本質を自分で学習するのではなく、情報を鵜呑みにしてコピー&ペーストで拡散
- ・根底にあるのは将来（現状）不安から来る理想・希望の欠如。弱者がより弱いものをいたぶって得る満足感（生活保護を攻撃するワーキングプア）
- ・現状を変革するのではなく、一度リセット（戦争など）して一からやり直したいという厭世観、競争原理でゆがんだ意識（同様の現象は在特会の動きやフジテレビ韓流ドラマ排撃デモにも）

■ The Pew Global Attitudes Project の調査(2007)

「自力で生きていけない人たちを国や政府は助けるべきだとは思わない」

日本	38 %
アメリカ	28 %
イギリス	8 %
フランス	8 %
ドイツ	7 %
中国	9 %
インド	8 %

■ 「平成 23 年度 国民意識調査報告書」

○ 所得の格差を縮めるのは、政府の責任である

- ・そう思う：21.6%
- ・どちらかといえば、そう思う：30.5%
- ・どちらともいえない：28.9%
- ・どちらかといえば、そうは思わない：10.2%
- ・そうは思わない：7.5%
- ・わからない：1.2%

○ 政府は、失業者がそれなりの生活水準を維持できるようにすべきだ

- ・そう思う：19.8%
- ・どちらかといえば、そう思う：36.4%
- ・どちらともいえない：27.6%
- ・どちらかといえば、そうは思わない：9.2%
- ・そうは思わない：6.1%
- ・わからない：0.9%

○ 政府は、貧しい人たちに対する援助を減らすべきだ

- ・ そう思う : 5.6%
- ・ どちらかといえば、そう思う : 11.4%
- ・ どちらともいえない : 38.9%
- ・ どちらかといえば、そうは思わない : 20.5%
- ・ そうは思わない : 22.0%
- ・ わからない : 1.4%

「人」という漢字の語源

4. 生活保護はもっと充実すべき

<経済活性化のためにも>

- ・ 生活保護制度を充実させて、将来不安を払拭すれば貯蓄から消費に金は動く
- ・ 生活保護はほぼ100%消費にまわる。政府の投入したお金がすべて消費にまわる。(コストの安い公共投資)
- ・ 消費にまわらない「金持ち優遇税制」はただちにやめるべき。累進課税の強化で社会保障に回した方がはるかに経済的効果が高い。
- ・ 消費税増税は論外!

<他制度の充実のためにも>

■生活扶助基準見直しに伴い生じる影響

1 保育料免除 2 児童保護費負担金 3 成長ホルモン治療日常生活用具給付 4 未熟児医療給付 5 結核児童療育給付 6 病児・病後児保育の利用料免除 7 児童入所施設の徴収金 8 障害児入所支援 9 養護老人ホーム入所 10 介護保険社福減免 11 要保護世帯貸付上限額 12 介護福祉士修学資金貸付 13 戦病者療養手当 14 国保料免除 15 後期高齢者一部負担金減免 16 介護保険料段階区分 17 就学援助制度 18 特別支援教育 19 幼稚園補助 20 私立校授業料減免 21 中国残留邦人支援給付 22 高校奨学金 23 大学授業料免除 24NHK 受信料免除などなど

■県単独事業への影響 (別紙参照)

おわりに

- ・ 生活保護に対する大きな誤解 (生活保護は楽だ)
- ・ それを助長する一部マスコミの罪
- ・ それを利用して生活保護制度を改悪しようとする政府
- ・ 「犯罪者がいるから制度を廃止しろ、減額しろ」という論理矛盾→脱税者がいるから税制をなくせ
- ・ 生活保護の問題は人ごとではない (いつリストラされてもおかしくない社会、うつ病の可能性、一般制度への影響)
- ・ 単なる社会保障の問題ではなく、国や人間の健全性がためられている問題
- ・ 協同の原理の構築で温かい社会を一母親運動への期待

以上